

事例番号:300172

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 2 日

14:25 前期破水のため入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 4 日

1:00 陣痛開始

3:40 陣痛が弱いためオキシトシン注射液による陣痛促進開始

4:28 発露の状態で見頭が出ないため子宮底圧迫法を 1 回実施し児
娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 4 日

(2) 出生時体重:2900g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.32、BE 1.1mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 2 日 「not doing well」のため新生児搬送、新生児頭蓋内出血、新生児
痙攣の診断

(7) 頭部画像所見:

生後 2 日 頭部 CT で左優位に急性硬膜下血腫を認める

生後 19 日 頭部 MRI で硬膜下の液体貯留は著明、大脳白質の嚢胞変性を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、准看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は硬膜下血腫であると考ええる。

(2) 硬膜下血腫の原因は不明である。

(3) 硬膜下血腫の発症時期は出生周辺時期から生後 2 日までの間であると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 40 週 2 日入院時の対応(内診、バイタルサイン測定、分娩監視装置装着、抗生物質の投与)は一般的である。

(2) 妊娠 40 週 4 日陣痛が弱いため、オキシトシン注射液を投与としたこと(「原因分析に係る質問事項および回答書」による)、およびオキシトシン注射液による陣痛促進の説明・同意方法(「原因分析に係る質問事項および回答書」によると口頭で説明したとされており、診療録に記載)は、いずれも一般的である。

(3) オキシトシン注射液の溶解方法および開始時投与量(オキシトシン注射液 5 単位を、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると 3 時に更新した糖類製剤に溶解したとされており、20mL/時間で投与開始)は基準から逸脱している。

(4) オキシトシン注射液投与中の分娩監視方法(「原因分析に係る質問事項および回答

書」によると分娩終了とともに分娩監視装置を終了したとされており、連続的に分娩監視装置を装着)は基準内である。

(5) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

3) 新生児経過

(1) 出生時およびその後の新生児管理は一般的である。

(2) 生後2日に not doing well と判断し、両手の痙攣も観察されている状況で高次医療機関 NICU に新生児搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 子宮収縮薬(オキシトシン注射液)の使用については今後、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則した使用法が求められる。

(2) 妊産婦に炭酸水素ナトリウムの使用を控えることが望まれる。

【解説】「原因分析に係る質問事項および回答書」によると胎児心拍数が低下したため、炭酸水素ナトリウムを投与したとされている。妊産婦に炭酸水素ナトリウムを投与することによる胎児低酸素への効果に関する根拠はなく、母体への影響のみが残る可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 胎児心拍数陣痛図の記録速度は3cm/分に設定することが望まれる。

【解説】本事例では、胎児心拍数陣痛図の記録速度について、「原因分析に係る質問事項および回答書」によると、セントラルモニターでは3cm/分で観察しているが、分娩監視装置から出てくる保存用のものは1cm/分で記録しているとされていた。「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、基線細変動の評価や一過性徐脈の鑑別のために、胎児心拍数陣痛図の記録速度を3cm/分とすることが推奨されており、今後は保存用のものも3cm/分で記録することが望まれる。

(2) 分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、診療録の記載時刻と胎児心拍数陣痛図の印字時刻にずれがあった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。